

「SNS 配信用動画制作業務」

仕様書

令和 8 年 3 月

世界遺産連携推進実行委員会

SNS 配信用動画制作業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、世界遺産連携推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「SNS 配信用動画制作業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、実行委員会が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、公募型プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

SNS 配信用動画制作業務

2 目的

世界遺産平泉エリア（一関市・奥州市・平泉町）には、食や観光名所など豊富な魅力ある観光資源が多く存在している。

当エリアの観光誘客における新たな需要の獲得と誘客促進を目的に、SNS で活用するためのショート動画を制作し、当エリアに行きたいという共感を生み出すことで、SNS を利用する若年層に向けたブランディングと次世代のファン獲得を目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日（水）まで

4. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお企画段階から創意工夫し、受託後においては効果的に業務の目的を達成するために、実行委員会と十分に協議・調整等を行なうこと。

(1) 動画内容の企画提案、撮影、編集

- ア) プロポーザルでの提案内容を基に実行委員会と受託者で協議の上、内容を決定する。受託者は決定した内容を基に、絵コンテ等で動画の構成がわかるイメージを制作し、動画を制作する前に実行委員会に提出し、了解を得ること。
- イ) 世界遺産平泉エリアを訪れるきっかけになるような動画構成や編集内容とし、当エリアへの来訪意欲を高めるものとする。
- ウ) スマートフォンでの視聴を想定し、動画の投稿先として「Instagram リール、YouTube ショート、TikTok」を想定して縦型かつショート動画を制作すること。なお実際の投稿においては全ての SNS で同一の動画を投稿する。
- エ) ショート動画の内容については、今まで当エリアの観光情報に触れたことがない若年層の潜在的ユーザーを想定し、当エリアの観光コンテンツについて、ユーザーの認知度を向上させ、共感を生むような題材、表現方法を企画提案すること。
- オ) 企画・構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行うこと。なお、次の内容は委託業務に含まれるものとする。

①資料及び素材の収集

②肖像権及び著作権について必要な手続き

③出演者、協力者、撮影地の交渉や許可手続き

④使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

※撮影モデルを使用する場合、モデル料は委託費用に含むこと。

- カ) 適宜、ナレーション・BGM・テロップ等を挿入し、わかりやすく紹介すること。オリジナルまたはフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすることとし、著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。

(2) SNS 投稿用のサムネイルや文章の作成

- ア) 動画の内容に興味を持ってもらえるようなサムネイル画像を作成すること。
- イ) 制作した動画の内容を説明しつつ、視聴を促す投稿記事を作成すること。

5. 動画概要

- ア) 動画尺…30～90 秒程度
 - ※各 SNS ユーザーニーズを踏まえて、適切な動画尺を提案すること。
- イ) 制作本数…45 本以上とし、費用内で制作可能な最大本数を提案すること
 - ※平泉町 15 本以上、一関市 15 本以上、奥州市 15 本以上を想定。
- ウ) 言語…日本語を基本とするが、45 本以上のうち数本は海外向けを想定した言語で制作すること。
 - ※当エリアを訪れているインバウンド観光客を踏まえて、海外向けの制作本数と言語を提案すること。
- エ) 題材…視聴者が世界遺産平泉エリアの食、観光、文化などに興味・関心を持ち、地域の魅力を認知・浸透させる内容をテーマとすること。
- オ) 動画手法…①離脱率を抑え、最後まで惹きつける構成とすること。
 - ②視聴者を飽きさせない演出や編集の工夫が取り入れられていること。
 - ③SNS ユーザーの傾向を理解し、話題性及び再生回数増加に寄与する取り組みを図ること。
- カ) 素材形式…MP4 形式
- キ) 画面縦横比（画角）…9：16（縦動画）
- ク) 画質…フル HD 以上
- ケ) 納品方法…動画データを格納した USB メモリ等
 - ※完成した各ショート動画は随時投稿するものとし、動画投稿日は発注者と打ち合わせのうえ決定するものとする。
- コ) その他…各動画は、SNS アップロード後、特段の事情がない限り削除せず、実行委員会が実施する観光プロモーション等で活用できるものとする。

6. SNS プラットフォーム

世界遺産連携推進実行委員会 公式 SNS（以下、アカウント名（アカウント ID））

- (1) Instagram（「リール」機能での投稿を想定）
世界遺産平泉エリア【平泉・一関・奥州】（@hiraizumi.sekaiisan）
- (2) YouTube（「YouTube ショート」機能での投稿を想定）
新規アカウント作成予定
- (3) TikTok（「TikTok 動画」機能での投稿を想定）
新規アカウント作成予定

※投稿後、実行委員会構成組織にて所有している各 SNS でも再投稿することを想定。

7. 効果的な動画拡散手法

制作した動画を、広く拡散させ誘客を促進するため、動画拡散・誘客に効果的な手法があれば提案すること。ただし、予算の範囲内で実施可能なものに限る。

8. 事業報告

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

(1) 業務完了報告書（任意様式）

紙媒体 1部

(2) 実績報告書（任意様式）

紙媒体 1部

※SNSの定量的な効果等がわかるデータ（投稿数、インプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等）は必須とし、その他有用なデータがあれば記載すること。

(3) 成果品

成果品は次のとおりとし、受託者において映像や画像、音楽等全てに関する著作権処理を済ませたもので、所有権は全て実行委員会に帰属するものとする。

ア) Instagram リール、YouTube ショート、TikTok 掲載用のデータ 一式（MP4 形式）

イ) 掲載用のサムネイル画像データ、テキストデータ 一式（Jpeg、Word 等）

※各ショート動画が完成した場合、随時データを提出すること。

※実績報告時に全てのショート動画等データが格納されたUSB メモリ等を提出すること。

(4) 提出期限

令和9年3月10日（水）まで

9. 委託料の上限

3,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※なお、令和8年度世界遺産連携推進実行委員会事業計画及び収支予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

10. 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託（商業又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を実行委員会に対して書面により報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、10(1)イ)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア) 実行委員会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- イ) 受託者は、上記ア) による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に実行委員会に対して書面により報告しなければならない。

11. 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、発注者に譲渡すること。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約束するものとする。
- (4) 上記(1) (2) (3)の規定は、10 により第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) 成果物については、2 に記載する使用目的のために利用できるものとする。この場合、受注者は別途料金を請求しないものとする。
- (6) 本件による成果物は、発注者が行う当エリアの観光 PR に関する業務のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (8) 著作権譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- (9) 著作権譲渡の効果は、委託料の支払い時点に発生するものとする。

12. 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

13. 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、平泉町個人情報保護条例（平成 17 年平泉町条例第 2 号）を準用し、遵守しなければならない。

14. その他

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。